資料No. 7

市連会 11 月定例会説明資料
令 和 8 年 11 月 12 日
資源循環局喫煙対策・美化推進課
健 康 福 祉 局 健 康 推 進 課

屋外の公共の場所が禁煙になることについての周知チラシの掲示について【掲示依頼】

1　趣旨

誰もが快適に暮らせるまちづくりを目指し、対策をさらに推進していくため、令和９年１月 19 日から「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」を改正し、道路等屋外の公共の場所における喫煙を禁止します。

このことについて、広く市民の皆様にお知らせするため広報チラシを作成しましたので、自治会町内会の掲示板への掲出について御協力をお願いいたします。

2　お願いしたいこと

【区連長】　御承知おきください。
【地区連長】　地区連合定例会等で周知をお願いします。
【単位会長】　単位自治会町内会あて掲示物を送付します。
　　掲示について御協力をお願いします。

3　広報チラシの掲示期間等

(1) 掲出期間

① 資源循環局から送付するチラシ：チラシ到着後、１月末までを目安に掲示
② 健康福祉局から送付するチラシ：チラシ到着後（１月下旬）、３月末までを目安に掲示
※２月以降３月末までについては各自治会町内会の状況に応じて、どちらか一方または両方掲示いただくなど御選択ください。チラシは別紙をご参照ください。

(2) その他

① 掲示板の空き状況等により御無理のない範囲で御協力をお願いします。
② 各区の区連会で掲示期間について個別ルールがある場合は、状況に応じて御対応ください。
③ チラシが劣化した場合等には、新しいチラシをお渡しすることも可能ですので、各担当まで御連絡ください。
④ 掲示期間後の３月末になりましたら、処分していただきますようお願いします。

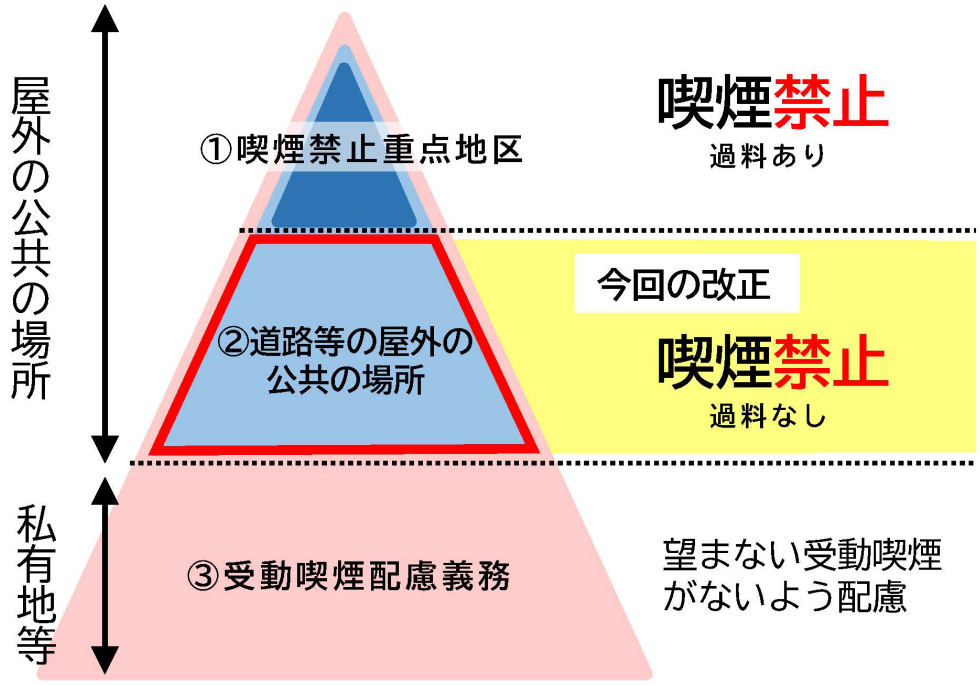
【参考】「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」の改正について

（１）施行日　令和９年１月 19 日
（２）喫煙禁止となる場所
　　道路等の屋外の公共の場所（道路、河川、駅前広場など）（裏面「別紙」参照）
（３）周知や広報
　　広報よこはま 11 月号・市ＨＰ・ＳＮＳ等による事前周知を順次行っています。条例施行に合わせて、巡回指導等により、さらなる周知・啓発及び注意喚起を行います。

資源循環局喫煙対策・美化推進課
担当　廣瀬、佐藤
電話 045-671-2556 /FAX 045-663-8199
メール　sj-ktbika@city.yokohama.lg.jp

健康福祉局健康推進課
担当　三根、橋本
電話 045-671-4783 /FAX 045-663-4469
メール　kf-jyudokituenboshi@city.yokohama.lg.jp

【別紙】令和９年１月 19 日から喫煙禁止となる場所



①喫煙禁止地区　※令和９年１月 19 日から「喫煙禁止重点地区」と名称を変更し運用

●場所：市内９地区

（横浜駅周辺地区、みなとみらい 21 地区、関内地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川駅周辺地区、新横浜駅周辺地区、戸塚駅周辺地区、二俣川駅周辺地区、日吉駅周辺地区）

●喫煙の制限：喫煙禁止（過料あり）

②道路等の屋外の公共の場所

●場所：道路、河川、駅前広場など

●喫煙の制限：喫煙禁止（過料なし）

③受動喫煙配慮義務

●場所：私有地など

●喫煙の制限：望まない受動喫煙がないよう配慮

（健康増進法第 27 条第１項（喫煙をする際の配慮義務等））

横浜市

いい街は、
いい空気。
Good City, Good Air.
YOKOHAMA

2027年1月19日から

横浜市の屋外の公共の場所は、禁煙です。



道路、河川、駅前広場などの公共空間が対象となります。
※公園は2025年4月から禁煙です。

横浜市喫煙等に関するお問い合わせ窓口（9時～17時 年末年始を除く）
TEL: 045-225-8898　E-mail: info@no-smoking-yokohama.jp
横浜市 資源循環局 喫煙対策・美化推進課

詳細はこちら

横浜市

いい街は、
いい空気。

Good City, Good Air.
YOKOHAMA



横浜市は、路上も公園も 禁煙です。